

投稿規定

2004年1月12日制定
2005年12月3日改訂
2012年4月1日改訂
2014年6月29日改訂

1. 投稿内容

本誌への投稿原稿は、言語聴覚障害領域とその関連領域の学術的進歩に寄与する学術論文を主体とし、他誌に掲載されていないもの及び掲載予定のないものに限り、ます。

投稿に際しては、著者全員がその旨を了解した誓約書(別紙様式)を提出してください。

2. 倫理上の配慮

対象者の人権に十分配慮し、倫理的規範に準じていることを要します。研究に当たっては対象者のインフォームドコンセントを経て、個人情報保護の精神に基づき個人を匿名化し、所属する施設等の倫理委員会またはそれに準ずる機関の承認を得ていることが望ましいとします。

3. 著者について

投稿論文の筆頭著者は原則として本協会の会員とします。共著者は本協会員であることを問いませんが、言語聴覚士の場合は本協会員に限り、ます。但し、編集委員会が認めた場合はこの限りではありません。著者は筆頭著者と共著者を合わせて原則として6名までとします。

4. 投稿区分と長さ

論文の区分

原著、短報、症例報告、その他、とします。

原著論文：問題提起、結果、理論的考察、結論が独創的で明解な論文(図表を含め10,000字以内、図、表、写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)。

症例報告：興味深い示唆に富む症例や、あまり報告されていない症例等の報告(図表を含め10,000字以内、図、表、写真は1個につき400字相当とし8個を限度とする)。

短報：新しい知見をより早く発表することを望む研究または報告。短い論文であるが、形式は原著論文に準拠する(図表を含め6,000字以内、図、表、写真は1個につき400字相当とし6個を限度とする)。

その他：上記以外で編集委員会が必要と認めたもの。

所定枚数を超えた原稿は原則として採用しません。ただし、編集委員会が超過を認めた場合に限り、規定枚数を超える部分の印刷実費を著者が負担のうえ、掲載を許可することがあります。カラー印刷の実費は著者が負担するものとします。

5. 著作権

本誌に掲載後の著作権は一般社団法人 日本言語聴覚士協会に帰属し、掲載後は本協会の承諾なく他誌に掲載することはできません。

6. 転載

他の著作物からの転載については、原出版社および原著者の許諾が必要です。予め投稿者本人が許諾を得てから投稿してください(形式については協会のホームページをご覧ください)。

7. 統計

統計を主とする論文や特異な統計を用いた論文については、投稿する前に統計専門家の校閲を受けてください。

8. 投稿原稿

投稿原稿は本規定および執筆要綱に従うものとします。

9. 英文抄録

英文抄録は編集委員会が定める校閲者の校閲を経るものとし、著者は英文校閲料を支払うものとします。

10. 査読および採否

掲載の採否は査読を経て編集委員会が決定します。掲載順序についても編集委員会で決定します。

11. 著者校正

原則として1回とします。校正は赤で行い、所定の期限内に返送してください。

12. 別刷りについて

すべて有料とし50部単位の希望に応じますが、著者の実費負担とします。

13. 投稿原稿の送付

原稿、原稿のコピー3部、原稿のCD-R1枚(OS名、ファイル名、作成年月日、著者名記入)、誓約書、転載がある場合は「転載許諾書」を簡易書留にて下記に送付してください。投稿された原稿およびCD-Rは返却しません。

〈原稿送付先〉〒162-0814 東京都新宿区新小川町6-29 アクロポリス東京9階

日本言語聴覚士協会 学術誌編集委員会

14. 本規定の改訂

本規定は改訂することがあります。